

羽曳野市男女共同参画推進審議会 委員募集

男女共同参画社会の実現をめざし羽曳野市男女共同参画推進
条例に基づく男女共同参画施策に市民の意見を反映させるた
め羽曳野市男女共同参画推進審議会委員を募集します。

- | | |
|----------|--|
| ○募集人数 | 2人 |
| ○任期 | 2年（令和6年6月1日～令和8年5月31日） |
| ○職務内容 | 男女共同参画の推進に関する施策の進捗管理などを行う会議（年1回程度・1回2時間）に出席し、市民の立場から意見・提言を行う。 |
| ○報酬 | 会議1回の出席につき、7,000円（交通費を含む） |
| ○応募資格 | 次の①から④の要件をすべて満たす方
①羽曳野市が行う男女共同参画推進施策に関心を持ち、積極的に発言ができる方
②令和6年6月1日現在、満18歳以上の羽曳野市在住、在勤または在学する方
③平日の午前9時から午後5時までの会議に出席が可能である方
④国または地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方
※②の年齢については上限をおおむね70歳までとする。 |
| ○応募方法 | 次の書類を、持参または郵送により提出してください。
①羽曳野市男女共同参画推進審議会公募委員申込書
②課題論文（800字程度）
課題：「男女共同参画社会の実現に向けた私の考え」
※書式は自由。男女共同参画に関する問題点や気になること、その解決についての提案など、地域や生活に密着した視点からあなたのお考えをお書きください。 |
| ○応募期限 | 令和6年5月10日（金）17時30分まで
（郵送の場合は当日消印有効） |
| ○選考方法 | 申込書、課題論文の審査により総合的に判断し、決定します。
※課題論文は、「意欲度・理解度・具体性・論理性」の4点について審査します。 |
| ○選考結果の通知 | 郵送により、本人あてに通知します。（令和6年5月下旬頃） |
| ○その他 | ①提出いただきました申込書などにつきましては返却しません。また、羽曳野市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき取り扱います。
②委員となられた場合、氏名を掲載した委員名簿、議事録などについて市のウェブサイトなどで公開します。 |

申込・問合せ

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1

羽曳野市 市民人権部人権推進課 本館4階

電話：947-3606（直通）